

令和 7 年度 労務費調査 Q & A集

Q	A
労働者の住居から現場までのガソリン代を支給しているが、それは手当に含まれるか。	労働者の住居から会社または現場までの交通機関等の実際費用に応じて支給されるものは基準内手当に該当します。 なお、会社から現場までの費用は対象外となります。
携帯電話の支給は手当に含まれるか。	業務連絡のための携帯電話の通信料に対して支給される手当は対象外となります。
作業員用に箱買いした飲料水費用は手当に含まれるか。	飲料水費用（3,500円/月以上の金額（※））が調査対象労働者の賃金台帳に記載されているのであれば対象となりますので、その金額を調査票の実物給与欄に記入してください。 ※所得税の申告基準であるために賃金台帳にも記載されている「支給額が3,500円/月以上の実物給与」が労務費調査の対象であり、逆に「支給額が3,500円/月未満で賃金台帳に記載されていないもの」は労務費調査の対象外で、調査票にも記載不要